

企業年金・退職金シリーズ④

Q.

退職金の社外積立を中小企業退職金共済へ変更するケースが増えているようですが、制度の仕組みを教えてください。

A. 中小企業を対象とした社外

積み立て型の退職金制度で、中小・零細を問わず広く普及している。

中小企業退職金共済（以下中退共という）は昭和34年に制度化され、先に制度の廃止が決定された税制適格退職年金（以下適年という）と共に中小・零細企業の退職金制度の普及に貢献してきました。何故ここにきて、中退共への制度変更が増加しているのでしょうか。それは適年の制度解約による資産の移行先として、中退共は①仕組みが分かり易い、②法的規制が少ない③使い勝手がよい等が理由として挙げられます。また、平成14年度税制改正において退職給与引当金制度が廃止されたことも少なからず影響していると考えられます。内部積立による税制メリットが無くなったことに加え、退職給与引当金勘定の取り崩し（益出し）の措置は退職金原資の社外積立化を後押し、中退共の加入増加に拍車がかかることも予想されます。平成14年度から平成15年8月末までの間に適年から中退共へ制度変更された事業所数は2,070事業所、従業員数は51,411人に上っています。今回は、中退共の制度の概要、メリット、デメリットについて概説します。

●制度の仕組み

中退共制度は法律で定められた社外積立て型の退職金制度です。
①事業主が勤労者退職金共済機構（以下機構という）と退職金共済契約を結びます。

②事業主は毎月の掛金を金融機関に納付します
③従業員が退職したときは、その従業員に機構から退職金が直接支払われます。

●加入できる事業所

①一般事業所（製造・建設業等）
常時従業員数 300人 以下

②サービス業
常時従業員数 100人 以下

③卸売業
常時従業員数 100人 以下

④小売業
常時従業員数 50人 以下

⑤資本金
または 1億円 以下

⑥資本金
または 5千万円 以下

⑦加入状況
*加入事業所数

402、272事業所

*加入従業員数

2,630、037人

※H15・7 現在

掛金の種類

掛金月額額は5、000円から30、000円

の間で16種類用意されています。この中から

従業員ごとに任意に選択できます。なお短時間

労働者の場合は、掛金月額の下限が2、000円からなっています。

●制度のメリット、デメリット

①国の助成
新規加入時に掛金月額の1/2、掛金増額時に増額分の1/3が1年間助成されます。

※限度額、例外規定

②全額非課税
中退共制度に加入している事業所を退職して2年以内に、転職先の企業で再び被共済者となり通算の申し出を行えば、前の事業所での掛金納付月数を引き継ぐことができます。また、特定退職金共済制度との間で相互に退職金相当額を通算をすることもできます。

③確定拠出型
会計上、過去勤務債務が発生しません。

④退職金の支給
従業員に直接支払われます。少なくとも機構から支払われる金額に関しては事業所の裁量は、原則ありません。

⑤短期加入者の取扱い
1年未満の加入期間で退職した場合は機構から退職金は支払われません。また、1年以上の場合でも短期加入者は相対的に不利になるケースもあります。

⑥留意点
現時点では、中退共は適年からの移行先として注目を集めています。まず、自社の退職金の現状分析、今後の退職金のあり方を検討した上で、制度の内容を吟味することが必要です。

※懲戒解雇による認定